

南砺の仕事や暮らしを体験

なんと 移住体験ツアー



これからはじまる南砺物語



伝統息づく まちの暮らし編



ユネスコ無形文化遺産登録が決定した「城端神明宮祭の曳山行事」



城端のまち並み 土蔵群「蔵回廊」

ぜひ一度
いっぺん、「なんと」に来てみられ〜。
多くの皆様の参加を心より
お待ちしております。

開催日 平成29年 1泊2日
2/11 (土・祝)・12 (日)

ところ 富山県南砺市 **城端地域** ほか
*集合場所…富山駅北口

定員 **10人** 先着順 (最少催行人数2人)

参加費 **大人 10,000円 (税込)**
中・高生 5,000円 (税込)
中学生未満無料
(集合場所から解散場所までの交通費、宿泊費、食事代、傷害保険料を含む)
参加決定後に指定口座へお振込ください。

富山駅までの往復鉄道料金全額補助します。
(上限1人3万円でツアー終了後に振込み)

参加資格 南砺市への移住・祭りの担い手に
興味、関心のある働く世代

募集
締切 **1月27日(金)必着**



*積雪した道や融雪の水が出ている道を移動します。防寒・防水を考慮した服装で
お越しく下さい。(長靴等)
*味噌作り体験で使用使用するエプロン等をご持参ください。

申込み
問合せ

(一社) 南砺市観光協会
TEL 0763-62-1201 / FAX 0763-62-1202
e-mail nanto-k@p2.tst.ne.jp
*申込方法は、FAX、郵送、電子メールにて

詳しくは裏面をご覧ください

【旅行企画・実施】(一社)南砺市観光協会 【プログラム企画】南砺市

申込方法

1 お申込み・仮予約

下記の必要事項をご記入のうえ、**FAX、E-mail または郵送にてお申込み**ください。

【必要事項】

- ①代表者情報
(氏名・性別・年齢・住所・電話番号・メールアドレス)
- ②同行者情報
(人数・性別・年齢・代表者との続柄)

2 受付回答

電話またはE-mailにて、南砺市観光協会より受付回答のご連絡を致します。その後、「受付確認書」及び「ツアー申込書」を郵送致します。

◎オモテ面記載の「参加資格」に該当しない方や、定員に達した場合、参加をお断りさせていただく場合がございます。

3 申込書のご返送・お支払い

「**ツアー申込書**」をご記入のうえ、**ご返送**ください。また、**②**でご案内する指定口座へ代金をお振込み下さい。

◎**ツアー代金のご入金をもって、契約成立と致します。**入金確認後、確定書面等をお送りさせていただきます。

4 ご出発当日

ツアー出発場所にお集まりください。



(一社) 南砺市観光協会

FAX、E-mailまたは郵送
いずれかの方法でお申込みください。

FAX 0763-62-1202

E-mail nanto-k@p2.tst.ne.jp

郵送 〒939-1842 富山県南砺市野田1058-1

応募締切日(必着)

平成29年1月27日(金)

ご注意事項

- 定員に達し次第、募集を締め切ります。
- バスは座席指定となります。
- 2名様以上のご参加でも隣合わせの席にならない場合や前後の席になる場合がございます。

- バス乗車中は、シートベルトを着用してください。尚、車内は禁煙とさせていただきます。
- 掲載写真はすべてイメージになります。
- 行程時間は当日の天候や交通状況により多少前後する場合があります。

お申し込みのご案内

■お申し込みの際は、必ずこの旅行条件をお読みください。

1. 募集型企画旅行契約

この旅行は一般社団法人南砺市観光協会(以下「当協会」という)が企画・募集し実施する企画旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約を締結することになります。又、契約の内容・条件は、募集広告(パンフレット等)の各コースごとに記載されている条件のほか、下記条件、最終旅行日程表及び当社の「旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)」によります。

2. 旅行のお申込み及び契約の成立

(1)お電話、ファクシミリなど通信手段でのご予約の場合、当協会が予約を受諾した翌日から起算して3日以内に申込金のお支払いをいただきます。お申込金は、旅行代金・取消料の一部に充当します。お申込金をお支払頂いた時点で契約成立となります。

(2)身体に障害をお持ちの方、健康を害している方、その他特別な配慮を必要とされるお客様は、その旨お申し出下さい。当協会が可能な限りこれに応じます。当協会がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担となります。

●お申込金

| | | | | | |
|------|-------------------|-------------------|--------------------|--------------------|-------------------|
| 旅行代金 | 1万円未満 | 1万円以上 3万円未満 | 3万円以上 6万円未満 | 6万円以上 10万円未満 | 10万円以上 |
| お申込金 | 3,000円～ 旅行代金まで | 6,000円～ 旅行代金まで | 10,000円～ 旅行代金まで | 20,000円～ 旅行代金まで | 旅行代金の20%～ 旅行代金 |

3. 確定書面(最終日程表)の交付

当契約書面において旅行日程または重要な運送・宿泊機関の名称が確定されない場合には、利用予定の宿泊機関及び表示上重要な運送機関の名称を限定して列挙した上で、契約書面の交付後、旅行開始日の前日(旅行開始日の前日7日以内の申し込みの場合は旅行当日)までに、これらの確定状況を記載した書面(以下「確定書面」といいます)をお渡し致します。

4. ご旅行代金について

旅行代金は原則としてご出発の10日前までにお支払いください。

5. 旅行内容・旅行代金の変更

(1)当協会は天災地変・運送・宿泊機関の旅行サービスの提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供など、当協会が関与し得ない事由が発生した場合に、理由を説明して旅行契約の内容を変更することがあります。

(2)運送・宿泊機関の利用人数によって旅行代金が異なるコースにおいて、お客様の都合で利用人員が変更になった場合は旅行代金の額を変更することがあります。

6. お客様による契約の解除

(1)お客様はいつでも所定の取消料を払って旅行契約を解除できます。

(2)次に掲げる場合は取消料を頂きます。

①旅行契約の内容に11項に例示するような重要な変更が行われた場合②5項(1)に基づいて旅行代金が増額改定されたとき③当協会がお客様に対し3項の期日までに確定書面を交付しなかったとき④当協会の責めに帰すべき事由により、当初の旅行日程通りの実施が不可能になったとき。

| 取消料・違約金 | | | | | |
|---|---|-------------------|-----------------|----------|--------------------------|
| 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって | | | | | |
| 21日目にあたる日 以前の解除 (白鳥の旅行に あたっては11日目) | 20日目にあたる日 以降の解除 (白鳥の旅行に あたっては10日目) | 7日目にあたる日 以降の解除 | 旅行開始日の 前日の解除 | 当日の解除 | 旅行開始後の 解除又は 無連絡不参加 |
| 無 料 | 旅行代金の20% | 旅行代金の30% | 旅行代金の40% | 旅行代金の50% | 旅行代金の100% |

7. 当協会による旅行契約の解除

当協会は次に例示するような場合は、旅行開始前又は旅行開始後に旅行契約を解除することがあります。①旅行代金を期日までに支払いただけないとき②予め例示した申込条件の不適合が判明したとき③お客様の病気、必要な介護者の不在その他の理由により旅行に耐えられないと認めるとき④お客様が契約内容について合理的な範囲を超えて当協会に負担を求めるとき、および他のお客様に迷惑を及ぼし団体旅行の円滑な実施を妨げる恐れがあると認められるとき⑤最少催行人員に達しなかったとき⑥旅行締結の際に明示した旅行条件が成就しない恐れがきわめて大きいとき

8. 旅行代金に含まれないもの

旅行日程に明示されていない飲食代金及びそれに伴う税、サービス料、チップやクリーニング代などの個人的料金、超過手荷物料金、傷害・疾病に関する医療費、空港諸料、施設使用料、運送機関が課す加運賃料金などは旅行代金に含まれていません。

9. 当協会の責任について

(1)当協会は旅行契約の履行にあたって、当協会の故意又は過失によりお客様に損害を与えた場合は、損害を賠償いたします。ただし損害発生の日から起算して2年以内に当協会に対し通知があった場合に限ります。天災地変、戦

乱、暴動、運送・宿泊機関の旅行サービスの提供中止、官公庁の命令その他協会の関与し得ない事由により損害を被られた場合は上記の責任を負いません。

(2)手荷物について生じた損害については損害発生の日から起算して14日以内に当協会に対して申し出があった場合に限り賠償致します。ただし損害額の如何にかかわらず賠償限度額は15万円まで(ただし、当協会に故意又は重大な過失がある場合を除きます)と致します。

(3)お客様が次に例示するような事由により損害を被られたときは、上記の責任を負うものではありません。①天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止②運送・宿泊機関の事故もしくは火災又はこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止③官公署の命令又は伝染病による隔離④自由行動中の事故⑤食中毒⑥盗難⑦運送機関の遅延、不通又はこれらによって生ずる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮

10. 旅行中の損害の補償について

当協会はおお客様が当協会募集型企画旅行にご参加中に、急激かつ外来の事故で生命、身体、手荷物に被られた一定の損害について、所定の補償金および通院見舞金、入院見舞金をお支払いします。

11. 旅程保証について

(1)当協会は契約内容に於ける重要な変更が行われたときは、当協会旅行業約款に基づき、その変更の内容に応じて旅行代金の1%から5%に相当する額の変更補償金を支払います。ただし変更保証金の額は、1募集型企画旅行について料代金の15%を限度とし、お客様一人について変更補償金の額が1000円未満の場合を支払いません。①旅行開始日または旅行終了日の変更②入場する観光地又は観光施設その他の旅行の目的地の変更③運送機関の等級又は設備のより低い物への変更④運送機関の種類又は会社の変更⑤宿泊機関の種類又は客室の変更⑥宿泊機関の客室の種類、設備、景観、その他の客室条件の変更

(2)前記に拘らず、変更の理由が①項(1)に掲げた不可抗力の場合、当協会の変更補償金を支払いません。

12. 最小催行人員

各コース毎に明記します。最少催行人員に満たない場合は、旅行の変更及び中止をさせていただきます。その場合は12日前までにご連絡申し上げます。

13. 添乗員等

(1)特に明示するものを除き、添乗員は同行いたしません。

(2)バス利用の場合、ガイドは乗車いたしません。係員が同行いたします。

14. 個人情報の取り扱いについて

(1)当協会はおお客様のために利用させていただき、お客様がお申し込みいただいた旅行において旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。その他、当協会は①当協会の商品やサービス、キャンペーンのご案内②旅行参加後のご意見やご感想のご提供のお願い③アンケートのお願い④特典サービスのご提供⑤統計資料の作成などにお客様の個人情報をご利用させていただくことがあります。

(2)当協会及び当協会の各営業所(部署)はそれぞれの営業内容、お客様のお申し込みの簡素化、催し物内容のご案内、ご購入いただいた商品の発送のために、お客様の個人情報をご利用させていただくことがあります。尚、当協会の個人情報保護法への対応については、当協会から情報漏洩が生じないよう最善を尽くします。

15. その他

(1)ツアーの旅行中止に関わらず、金融機関が収受する振込手数料はお客様の負担となりますのでご了承ください。

16. 旅行業務取扱管理者について

旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。この旅行契約に関し、担当者からの説明に不明な点があれば、当協会の旅行業務取扱管理者にお尋ねください。

旅行企画・実施

お申込み・お問合せ

富山県知事登録旅行業 地域1号 一般社団法人 全国旅行業協会(ANTA)正会員

一般社団法人 南砺市観光協会

TEL0763-62-1201 FAX0763-62-1202

〒939-1842 富山県南砺市野田1058-1 営業時間/8:30~17:30 休業日/年末年始

HP <http://www.tabi-nanto.jp/> 総合旅行業務取扱管理者/中台雅子

プログラム企画

南砺市 南砺で暮らしません課 定住・空き家対策係

TEL0763-23-2037

FAX0763-82-0170

〒932-0231 富山県南砺市山見1739-2

井波コミュニティプラザ アスモ2F

HP <http://www.kurasshi.city.nanto.toyama.jp/>